

第5群

社会生活への適応

P131~145

第5群は

薬の内服、金銭の管理、買い物等の社会生活を行う能力や、日常の意思決定、集団への参加が出来ない等の社会生活への適応に関して調査を行う項目群

【5-1】 薬の内服（介助の方法）

P132～134

定義

薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為のこと。

選択肢の選択基準

・薬を飲む際の見守りや飲む量の指示が行われている、あるいは飲む薬や水を手元に用意する、オブラートに包む、介護者が分包する、水を口に含ませる等、「飲み込む」行為に介助が行われている場合は、「2. 一部介助」となる。

選択肢の選択基準

- ・分包に関して
介護者が薬の分包をする場合は、
「2. 一部介助」であるが、**予め薬局で分包
されている場合は含まれない**

調査上の留意点

- ・インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のものは含まない
- ・経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する場合は含む
- ・薬の内服がない場合は、処方されたことを想定し、判断した事実を特記事項に記載する

「実際の介助の方法」が不適切な場合

- 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合

・例として

病院の体制により薬の管理を病院でしている場合など、本人の能力や行動に問題はないのに、体制により出来なくなっている場合

特記事項に「**病院で一括管理している**」だけでは不足「**できる旨**」を記載したうえで、適切な「**介助方法**」を記載し介護認定審査会の判断を仰ぐ

【5-2】金銭の管理（介助の方法）

P135～136

定義

自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為のこと

調査上の留意点

- ・銀行へ行ってお金の出し入れするのは含まない
- ・手元に現金を所持していない場合でも、年金、預貯金、各種給付（老齢福祉年金、生活保護）等の管理状況で選択する

【5-3】 日常の意思決定(能力)

P137～138

定義

毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力

調査上の留意点

- 申請者の日常的な状態を頻度の観点から把握する項目であることから、**調査日の状況と調査対象者及び介護者等から聞き取りした日頃の状況の両者を特記事項に記載する**

【5-4】 集団への不応応（有無）

P139～140

定 義

家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動のこと

調査上の留意点

- ・性格や生活習慣等の理由から、家族以外の他者の集まりに入ることが好きではない、得意ではない等のことではなく、
明らかに周囲の状況に合致しない行動のこと

【5-5】 買い物(介助の方法)

P141~143

定義

食材、消耗品等の日用品を選び、必要な場合は陳列棚から商品を取り、代金を支払うこと、その行動に対し介助がおこなわれているかを評価する。

調査上の留意点

- ・店舗等までの移動及び店舗内での移動については含まない
- ・自分でインターネットや電話で注文し、自宅へ届けてもらうのは「買い物」をしていることに含む

異なった選択が生じやすい点

例

重い意識障害があり、自分の欲しいものを伝えることもできないため本人が買い物をする機会がない。下着類など日用品類は、家族が購入している。

×「1.介助されていない」

○「4.全介助」を選択する

【5-6】 簡単な調理（介助の方法）

P144～145

定義

簡単な調理とは「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」のこと

その行動について、介助がおこなわれているかどうかを評価する。

調査上の留意点

- 配膳下膳、後片付けは含まない。
- 食材の買い物は含まれない。
- お茶、コーヒー等の準備は含まれない。

調査対象者が自分で「簡単な調理」を行う場合と、施設職員や家族が代行して行う場合は、対応の状況に基づいて選択する

調査対象の行為自体が発生しない場合

経管栄養で調理の必要のない流動食のみを投与されている場合は、「簡単な調理」に対する介助は行われていないため、「1. 介助されていない」を選択する。

ただし、流動食のあたため等を行っている場合は、「レトルト食品の加熱」に該当するとして、介助の方法を選択する。